

## 《各種講習詳細》

### 【作業主任者講習】

| 講習の名称               | 講習の内容、対象等  | 準拠条項   |
|---------------------|--|--|
| 地山の掘削および土止め支保工作業主任者 | 掘削面の高さ2m以上となる地山掘削の作業<br>土止め支保工の切ばりまたは腹おこしの取付け、または取りはずしの作業                                      | 安衛法第14条<br>安衛令第6条第9・10号<br>安衛則第16・17条<br>安衛則第359条・374条 |
| 型枠支保工の組立て等作業主任者     | コンクリート打設の型枠支保工の組立て、解体の作業   | 安衛法第14条<br>安衛令第6条第14号<br>安衛則第16・17条<br>安衛則第246条        |
| 足場の組立て等作業主任者        | つり足場(ゴンドラのつり足場を除く)、張出し足場、高さ5m以上の足場の組立て解体または変更の作業<br>※平成27年7月法律改正に伴う受講資格等は別紙足場組立て特別教育の欄等をご覧ください | 安衛法第14条<br>安衛令第6条第15号<br>安衛則第16・17条<br>安衛則第565条        |
| 木造建築物の組立て等作業主任者     | 軒高5m以上の木造建築物の組立て、またはこれに伴う屋根、外壁下地の取付けの作業  | 安衛法第14条<br>安衛令第6条第15号の4<br>安衛則第16・17条<br>安衛則第517条の12   |

※ 上記講習に関する作業に3年以上又は専門学科を卒業し2年以上従事した経験が必要です。

なお、作業従事期間とは、満18歳以上において作業に従事した期間です。

### 【その他の教育】 No.1

| 講習の名称                               | 講習の内容、対象等   | 準拠条項  |
|-------------------------------------|---|---|
| 現場管理者<br>統括管理講習                     | 特定元方事業者は、一定規模以上の現場においては、統括安全衛生責任者を選任して、これらの現場の統括管理をさせなければなりません。   | 安衛法第15条<br>安衛令第7条<br>元方指針   |
| 職長・<br>安全衛生責任者教育                    | 建設業の元請、下請を別を問わず現場監督者、職長世話役等作業中従業員を指揮、監督、指導する者全てを対象とし、混在作業における作業間の連絡調整等の法定の安全衛生教育です。   | 安衛法第60条<br>安衛法第16条<br>安衛則第19号   |
| 職長・安全衛生責任者<br>能力向上教育                | 建設業の職長等の能力向上教育に準じた教育及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育については、安全衛生教育推進要綱(平成3年1月21日付け基発第39号)において示されています。内容として建設業に係る事業者は職長等の職務に従事する者について、職長等の職務に従事することとなった後概ね5年ごと及び機械設備等に大幅な変更のあったときに、能力向上教育に準じた教育(以下準能力向上教育という)を受けさせることとなっております。<br>このような状況の中、平成29年2月20日に厚生労働省から「建設業における職長等及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育について(基発第0220第4号)」通達が発出され、職長・安全衛生責任者に対する能力向上教育が具体的に示されました。 | 安衛法第19条の2<br><br>通達<br>平成3年1月21日付<br>基発第39号<br>平成29年2月20日付<br>基発0220第3号                         |
| 施工管理者のための<br>足場点検実務者研修<br>(施工管理者対象) | 足場からの墜落防止対策の強化を図るため、今回新たに労働安全衛生規則の一部が改正されました。注文者の点検義務の充実として請負人の労働者に、足場または作業構台を使用させるときは、作業を開始する前に点検するよう義務付けられました。足場設置後及び悪天候等の後の「足場の点検」について、点検結果を記録に保存することも定められております。この点検については元方安全衛生管理者等であって、足場の点検について、安衛法第19条の2に基づく施工管理者のための足場点検実務者研修を受講している等十分な知識・経験を有する者を指名することとなりました。   | 平成27年3月31日付け<br>基発第0331号第9号<br>令和5年10月1日施工<br>(法改正)<br><br>安衛法第19条の2<br><br>安衛則第655条<br>第655条の2 |
| 足場の組立て等<br>作業主任者能力向上教育<br>(作業主任者対象) | 足場からの墜落防止対策の強化を図るため、労働安全衛生規則の一部が改正されました。特に悪天候等の後に行う「足場の点検」については、点検結果を記録に保存すること、また、作業開始前の足場の点検についても義務付けられました。この点検については足場の組立て等作業主任者等であって、足場の点検について、安衛法第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している等十分な知識・経験を有する者を指名することとなりました。   | 平成27年3月31日付け<br>基発第0331号第9号<br>令和5年10月1日施工<br><br>安衛法第19条の2<br><br>安衛則第567条<br>第568条            |

## 【その他の教育】 No.2

| 講習の名称                          | 業務の内容等  | 準拠条項  |
|--------------------------------|---|---|
| 建設業等における<br>作業者のための<br>熱中症予防教育 | 「熱中症」とは、高温多湿な環境で、体内の水分、塩分(ナトリウムなど)のバランスが崩れたり、循環調節や体温調節などの体内の調整機能が破綻するなどして発症する障害の総称です。<br>建設業では作業者が高温多湿な場所で作業に従事することが多く、管理者による適切な作業管理、健康管理が重要になっております。<br>熱中症は、適切な処置を怠り、手遅れになると死に至ることもある大変恐ろしい疾病といえます。 | 厚生労働省<br>平成28年2月29日付け<br>基安発第0229号通達<br>平成22年7月27日付け<br>基安発0727第2号通達<br>平成21年6月19日付け<br>基発第0619001号通達 |

## 【特別教育】

|                      |  |   |
|----------------------|--|---|
| 足場の組立て等<br>作業に係る特別教育 | 足場からの墜落・転落災害を防止するため、平成21年6月に安衛則を改正し、足場等の墜落防止措置等の見直しを行ったところですが、必要な対策について更なる推進を図る必要があるとの観点から新たに足場に関する墜落防止措置などを定める労働安全規則が改正され、(平成27年3月5日公布)平成27年7月1日施行されました。<br>これにより足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務(地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く)に従事する者に対し、事業者は特別教育の実施を義務付けられました。<br>①丸太足場 ②鋼管単管足場 ③わく組足場 ④ブラケット足場 ⑤つり足場 ⑥ローリングタワー(移動式足場) ⑦くさび緊結式足場 ⑧脚立足場等のすべての高さの足場を対象とし、足場の組立て・解体・変更(一部解体・変更も含む)の作業に係る業務を行うすべての者を対象とし、当該作業には、材料の運搬、整理等付随する補助的な業務を含むものとする。<br>※組立てられた足場を使って外壁や塗装等々の作業に従事する場合には資格は必要はありません。 | 安衛法<br>第59条<br>安衛則<br>第36条39号<br>安全衛生特別教育規程<br>第23条に基づく教育 |
|----------------------|--|---|

※ 平成29年7月1日以降は、足場作業主任者取得者又は足場特別教育等受講してしないと足場の組立て、解体の作業には従事できません。なお、平成30年度以降の講習時間は6時間のみとなります。

※ 平成30年7月1日以降に足場作業主任者講習を受講する場合、今までは、事業主による従事証明でしたが、特別教育の受講による証明も必要となりますので早めの受講をお勧めします。

|                        |  |  |
|------------------------|--|--|
| フルハーネス型安全帯<br>使用作業特別教育 | 事業者は、高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務に労働者を就かせるときは、安全又は衛生のための特別な教育をしなければならないことが義務付けられています。<br>主な対象機械または作業<br>高所作業において使用される胴ベルト型安全帯は、墜落時に内臓の損傷や胸部圧迫による危険性が指摘されており、これに関わる災害が確認されています。このため平成30年法改正により、従来の「安全帯」の名称が「墜落制止用器具」に変更されると同時に、原則(*)として「フルハーネス型」のものを使用することが義務付けられました。(平成31年2月1日から施行)<br>更には、「フルハーネス型」のものを使用する際には、安全のための正しい使用方法に関する知識を習得するため特別教育を受講することが義務付けられました。<br>(* 着用者が墜落時に地面に到達するまでの高さが6.75m以下の場合を除く) | 政令第184号<br>労働安全衛生法第59条<br>第3項<br>労働安全規則第36条<br>第41号の業務<br>安全衛生特別教育規程<br>第24条に基づく教育 |
|------------------------|--|--|

### フルハーネス型安全帯とは

- ① フルハーネス型安全帯とは、肩や腿(もも)、胸などの複数のベルトで構成され、これによって身体が安全帯から抜け出すことや、胸部・腹部を過大に圧迫するリスクを低減します。
- ② フルハーネス型安全帯は、宙つり状態でも身体の重心位置(腰部付近)より頭部側にD環を維持するため、着用者の姿勢が“逆さま姿勢”になることを防止する機能もあります。
- ③ ショックアブソーバーとは、墜落阻止時に発生する衝撃荷重を大幅に低減するためのものです。これにより、ランヤードに作用する軸力が小さくなるため、安全帯取付設備に作用する荷重が小さくなるほか、鋭利な角部等に接触した際に生じる摩擦力を小さくできるため、ショックアブソーバー機能を備えていないランヤードに比べ、ランヤードの切断リスクを低減する効果も期待できます。

### なぜ、フルハーネス型安全帯が良いのか

フルハーネス型安全帯は、墜落阻止時に身体が安全帯から抜け出さないように複数のベルトで構成されていますが、胴ベルト型安全帯は、1本のベルトを胴回りに巻きつけて身体拘束を行う構造になっています。墜落阻止時の衝撃荷重によって胴ベルトが伸びて緩みが生じ、胴ベルトがずり上がることによる胸部・腹部への圧迫(国内でも死亡事例が発生しています)、あるいは抜けによる地面への落下の危険性が考えられます。

また、胴ベルト型安全帯の場合、墜落阻止時に身体が「くの字」となり、腹部などへの圧迫が大きくなる可能性や、つり元であるD環の位置が身体の重心位置(腰部付近)よりも下(脚部側)になる“逆さま姿勢”となる可能性もあります。